

(資格試験に関する謝金)

第4条 学会が行う資格試験に関する謝金は、以下の通りとする。

- 一 選択式問題の作成料は以下の通りとする。
  - ア) 高度な法律的知識を要するもの 1題につき 5,000円
  - イ) それ以外のもの 1題につき 3,000円
- 二 筆記式問題の作成(回答例の作成を含む)料は、1題につき 50,000円とする。
- 三 筆記試験の採点料は、受験者一人当たり 1,500円とする。
- 四 試験の統括業務(試験内容の構成の決定、問題の選定や問題文の校正)の謝金は、一回の試験につき 30,000円とする。

(事例検討会登壇者謝金)

第5条 学会が主催する研修講座において、同一時間帯にコメンテーター、司会、報告者として複数の者が同時に登壇する事例検討会の登壇者謝金は以下のとおりとする。

- 一 弁護士、医学系学会の認定する専門医、大学教授またはこれに準ずるもの  
1時間につき 10,000円
  - 二 これ以外の者 1時間につき 7,000円
- 2 支払対象とする時間は、当日打合せ及び質疑応答時間を含めた時間とし、移動時間は含まない。
- 3 支払単位は1時間とし、1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。

第5条の2 本学会が事業計画に基づき主催する公開講座等で、第2条乃至第5条に該当しない場合には、事前打合せ、資料作成、当日打合せ、講演、質疑対応、動画利用を一括して、1回につき 100,000円を上限として、謝金を支払うことができる。

第3章 その他の事業又は委員会等の活動にかかる、会員以外の者に対する謝金

(利益相反マネジメント委員会)

第6条 利益相反マネジメント委員会設置規程第3条第2号に定める、会員以外から指名された委員に対する、会議出席、書類審査、メール審議にかかる謝金は以下の通りとする。

- 一 対象となる研究者が5名まで 1年につき 30,000円
- 二 対象となる研究者が6-10名 1年につき 50,000円